

法テラスの12年間のおゆみ



法テラス常務理事 田中晴雄

第1期中期計画期間（平成18年4月10日～平成22年3月31日）

日本司法支援センター（法テラス）は、長年にわたる司法制度改革に関する議論を経て、平成18年4月、大きな期待を背負って設立された。しかし、法人設立前から組織・業務の大きな骨格は決まっていたものの、細部の制度設計は未了であったことから、設立後の道のは平坦なものではなかった。

とりわけ、法務省所管の法テラスが国選弁護等関連業務を担うことに関しては、当初、一部の弁護士会の会員から強い懸念・警戒感を持たれており、すべての地方事務所で予定した国選業務を開始できるか不安視されていた。最終的には、関係者の努力により、国選弁護人候補者を迅速に指名通知する体制を整えることができたが、その前途は多難であった。その象徴は、国選弁護事件の報酬問題である。

国選弁護人の報酬及び費用の基準は、法テラスの設立前に行われた数回にわたる日弁連主催の「国選弁護シンポジウム」における議論の到達点を踏まえ、日弁連とも十分に協議を重ねた上で決定されたものである。報酬及び費用の算定に関し、報酬決定における法テラスの裁量を排除し、「弁護人の労力を反映させた客観的基準」「手続の類型に応じた基準設定」「費用の明確化」という基本的な考え方が採用されたことは、日弁連の強い要望の反映であった。ところが、その報酬基準の運用を開始したところ、不都合な部分が少なくないことが明らかになり、報酬基準の改定を繰り返すことになったばかりか、現場からは、法テラスに対して報酬基準には根拠規定のない「裁量的な加算」を求める声が多く寄せられた。しかし、一度決まった制度を変更することは容易なことではなく、国選報酬基準に関する課題は、現在に至るも迷走気味である。

また、法テラスの認知度の低迷は、常に悩みの種であった。法テラスが社会のセーフティーネットとして重要な役割を果たしていることについては、揺るぎのない確信があるが、「名前だけは知っている」という人がいくら増えても、法テラスの利用には結びつかない。名称認知度を高めることはもとより、業務認知度を高めるために様々な工夫をしてきたが、今なお決定打に欠けている。

第2期中期計画期間（平成22年4月1日～平成26年3月31日）

法テラス設立から4年経過後にはじまった第2期中期計画期間は、大きな変化が連続した時代であった。

まず、法テラスが自らの意思で行った大変革は、業務開始時には外部に委託していたコールセンターの運営を自主運営化したことである。法テラスは公的資金で運営されている法人であるため、大型の契約案件については、入札によって契約先を決める必要がある。しかし、数年ごとにコールセンターの運営委託先が交替するのでは、業務の中で培ったノウハウが散逸し、質の高いサービスの提供を安定的に続けることができない。また、一般的なコールセンターは、地方都市にあることが多いため、賃料や人件費の高い東京都内で法テラスのコールセンターを委託していることについては、批判が絶えなかった。そこで、2回目の委託契約が終了する段階で、意を決してコールセンターを自主運営化し、かつ地方都市への移転も併せて行った。その後、様々な苦難はあったが、その運営を外部に委託していた時代と比較すると、業務内容の自由度が高まり、法テラス全体の業務の在り方を見直す際の選択肢が増えている。

次に、法テラスが社会の要請を肌で感じ、最優先で対応したのは、平成23年3月11日の東日本大震災後の被災者支援業務である。被災者向けの情報提供を充実させたほか、7ヶ所の被災地出張所を開設して無料法律相談等を実施したり、相談スペースを備えた車両を被災地で巡回させるなど、様々な支援活動を行った。また、法テラスが実施した『被災地のニーズ調査』により、法的な問題を抱えているにもかかわらず、そのような法的問題の存在を自覚していない方が大勢いることを明確に意識した。この調査結果は、その後、法的問題の存在自体に気付いていない方には、こちらから出向き、その方々に寄り添い、その方が抱えている複合的な問題に解決の道筋を付けるための活動（司法ソーシャルワーク）を、法テラスの重要な業務と位置付ける契機となった。

また、第2期中期計画の期間中に、最初24名からスタートしたスタッフ弁護士は約10倍に増え、その一部は、被災地で発生する法律問題の解決を支援するため、被災地自治体からの要請を受けて、被災地自治体にその職員として派遣された。スタッフ弁護士の熱心な活動は、弁護士の新たな活動領域の拡大にも寄与していることを実感する。

第3期中期計画期間（平成26年4月1日～平成30年3月31日）

第3期中期計画の時代になると、国家財政が極めて厳しい状況にあることもあって、法テラスは、設立時には予想しなかった厳しい財政状況に置かれることとなり、心を痛めた。この時期には、人事制度の改革や、民事法律扶助業務の標準化・平準化など、業務改革にも積極的に取り組み、予算の効率的な執行を心掛けながら、力強い業務執行体制の確立を目指してきた。

また、①刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護事件の対象事件のさらなる拡大、②総合法律支援法の改正に伴うDV・ストーカー被害者、虐待を受けた児童、認知機能が不十分な高齢者・障がい者に対する「資力を問わない法律相談」の実施、③全面更新する各種システムの運用開始に向けた準備など、喫緊の課題は、今なお山積している。

法テラスのさらなる進化に期待する

このように法テラスの12年間は大きな変化の連続であったが、この間に、ネット上には法律関連情報が氾濫する時代になった。12年前と比較すると隔世の感がある。しかし、このように便利な時代になっても、法的な問題を抱えていることを自覚していない方は多いし、複合的な問題を解決するために役立つ情報やサービスは社会の隅々までは行き渡っていない。法テラスが「身近で頼りがいのあるサービスの提供」をその言葉どおりに実現するまでには、さらなる奮闘努力が必要である。

今後、これまでの12年間の経験を糧にし、法テラスが、より一層のサービスの充実に向けて進化を続けることに期待している。

（平成29年8月14日記）

筆者の経歴

昭和62年4月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
平成16年4月	日本弁護士連合会事務次長
平成18年4月	法テラス事務局次長（第二事業部担当）
平成21年1月	同 本部事務局長
平成23年1月	同 常勤弁護士総合企画部長
平成25年4月	同 常務理事

田中晴雄常務理事は、法テラスの発足準備に日本弁護士連合会から参画し、そのまま法テラスに加わって平成18年4月の設立以来、一貫して本部事務局幹部・役員の職を務めてきました。平成29年9月末をもって常務理事を退任することとなったのを機に、共に歩んできた法テラスの12年間を振り返る一文を寄稿していただきました。（「法テラス白書」編集担当）